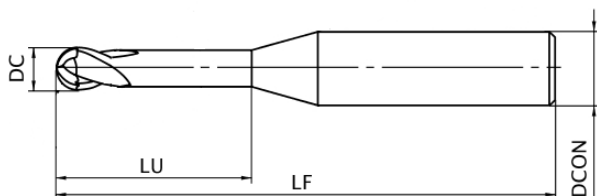


歯科材料 09 歯科用研削材料
 一般医療機器 歯科用研削器材 70908000
MIWAKU ミリングバー

【形状・構造及び原理等】

(1) 形状・構造

形状
 ボールエンド



品番	刃先径 (DC)	軸径 (DCON)	全長 (LF)	首下長 (LU)
B-10	φ 2.0mm	φ 4mm	50mm	16mm
B-05	φ 1.0mm	φ 4mm	50mm	12mm
B-03	φ 0.6mm	φ 4mm	50mm	10mm

(2) 材質

超硬合金、ダイヤモンド(刃部のコーティング)

(3) 原理

歯科用 CAD/CAM マシンに取り付けて刃先部を回転させながら
 歯科材料に接触させて切削・研削し、歯科用補綴物を作製する。

【使用目的又は効果】

歯科材料を切削・研削するために歯科用 CAD/CAM マシンに取り付けて使用する。

【使用方法等】

(1) 組み合わせて使用する医療機器

歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット
 (軸径φ4mmの歯科用 CAD/CAM マシン)

(2) 使用方法

本ミリングバーは、歯科用 CAD/CAM マシンに装着して歯科用補綴物を作製します。詳細な使用方法については歯科用 CAD/CAM マシンの取扱説明書等を参照してください。

- 1) 本ミリングバーを使用する前に変形や破損がないことを確認してください。
- 2) 歯科用 CAD/CAM マシンの取扱説明書に従い、本ミリングバーを歯科用 CAD/CAM マシンに取り付けます。
- 3) 予め作製した加工用データを歯科用 CAD/CAM マシンに送り、加工します。

[使用方法に関連する使用上の注意]

- (1) 本材を歯科用 CAD/CAM マシンに取り付けて予備運転させた際、ブレやがたつき等の異常がないか確認してから加工を行うこと。
- (2) 使用前、使用後に本材の変形や破損等がないか確認すること。

【使用上の注意】

- ①本材で切削、研削加工を行う時は、患者環境内(患者から1.5m以内)で行わないこと。
- ②変形、破損、腐食があるものは使用しないこと。
- ③本材の加工、改造は行わないこと。
- ④本材の使用中に異常な振動、異音が発生した場合は、直ちに使用を中止すること。
- ⑤本材は刃物であるため、取扱い時には十分に注意すること。

⑥複数の種類の材料を加工する場合は、材料毎にそれぞれ別のミリングバーを使用すること。(異なる材料の切削屑が付着すると、切削不良の原因となります。)

⑦次の行為は、破損の原因になるため行わないこと。

- ・刃先部をもつ
- ・刃先部に衝撃を与える
- ・刃先部を変形させる

【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

- ・急激な温度変化や湿度の高い場所を避けて保管すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元・製造元

株式会社アイディエス

[問い合わせ先]

本社

住所 : 〒113-0033
 東京都文京区本郷 3-5-4 朝日中山ビル 7F
 電話番号 : 03-5840-9877
 FAX 番号 : 03-5840-9866

大阪事業所

住所 : 〒564-0053
 大阪府吹田市市江の木町 30-34
 電話番号 : 06-6378-7711
 FAX 番号 : 06-6378-7712